

令和6年度介護報酬改定 説明会

【第2回 令和5年度介護サービス事業者 集団指導】

資料1

< 連絡事項 >

令和6年3月

田辺市 やすらぎ対策課 指導係

1 令和6年度介護報酬改定に関する情報について

◆ 令和6年度介護報酬改定に関する情報については、下記ホームページに掲載されている最新の情報を 随時、確認 してください。

・厚生労働省 ホームページ

【令和6年度介護報酬改定について】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

◎ 令和6年度介護報酬改定に関する省令、告示及び通知の改正、解釈通知、Q&A等が掲載されています。

・WAMNET ホームページ

【国保連インターフェース】 <https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku/detail-list?bun=020050010>

◎ 【介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その4）（令和6年3月18日事務連絡）】に 令和6年度介護報酬改定に伴うサービスコード（案）等が掲載されています。

※「確定版」ではありません。「確定版」が掲載された段階でその旨を連絡する予定ですが、各事業者においても同ホームページを随時、確認してください。

2 令和6年度介護報酬改定に係る算定等の届出について

◆ 令和6年度介護報酬改定に係る算定等の届出については、現在、通知及びホームページ掲載に向けて作業中です。

※ 令和6年4月1日異動の介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出期限については、令和6年4月15日（月）を予定しています。

3 令和6年度介護職員等処遇改善加算等に係る届出について

◆ 令和6年度介護職員等処遇改善加算等に係る届出に関する情報を、田辺市ホームページ(やすらぎ対策課指導係)に掲載していますので、確認のうえ必要書類を提出期限【令和6年4月15日(月)】までに提出してください。

- ・ 田辺市ホームページ (やすらぎ対策課指導係) <https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>

4 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)関係

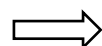
(1) 訪問介護従前相当サービス、通所介護従前相当サービスの名称の変更について

- ・ 「介護保険法施行規則第140条の63第6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準」が改正されたこと等により、令和6年4月1日から下記のように変更となります。

<旧介護予防訪問介護に相当するサービス>

(令和6年4月1日～)

- ・ 訪問介護従前相当サービス

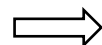


指定相当訪問型サービス

<旧介護予防通所介護に相当するサービス>

(令和6年4月1日～)

- ・ 通所介護従前相当サービス



指定相当通所型サービス

※ 各事業所においては、運営規程に記載のサービス名称について変更してください。

運営規程の変更をした場合には、変更があった日から10日以内に変更届を提出しなければなりません。が、**サービス名称の変更については届出不要とします。**(ただし、令和6年4月1日から管理者が変更する場合、サービス提供責任者が変更する場合は従来と同様、変更届の提出が必要です。)

※ 重要事項説明書、契約書についてもサービス名称の変更をお願いします。(令和6年4月1日以前から利用継続されている方に対しては、サービス単価等、他の令和6年4月改定事項と併せて別紙にとりまとめの上、利用者及び家族に説明し・同意を得るなど、ご対応をお願いします。)

※ 個別サービス計画の名称については、「訪問型サービス計画」、「通所型サービス計画」に変更してください。

(2) サービスコード表、単位数表マスタについて（田辺市分）について

- ・ 田辺市介護保険被保険者に係る介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のサービスコード表・単位数表については、現在作成中です。

令和6年度介護報酬改定に伴う介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）が示された段階で、田辺市やすらぎ対策課ホームページに掲載します。

田辺市ホームページ（やすらぎ対策課） 掲載先 <https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/servicecode.html>

※ 田辺市以外の介護保険被保険者に係るサービスコード表・単位数マスタについては各市町村の総合事業担当課にお問い合わせください。

5 令和6年度介護報酬改定に関する問い合わせ等について

- ・ 令和6年度介護報酬改定に関することなど、運営基準や介護報酬等の問い合わせについては、従来どおり田辺市ホームページ（やすらぎ対策課指導係）に掲載しています。質問票での問い合わせのみ対応しております。

原則、電話での対応はいたしかねますのでご了承ください。

質問票様式の掲載先： 田辺市ホームページ（やすらぎ対策課指導係）

<https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>